

情報ガイド

- 市政 ● 暮らし ● 学ぶ・楽しむ
- 教育・子育て・キッズ ● 募集
- 官公庁など



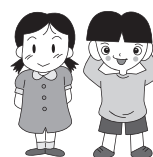
- 主に市からのお知らせを掲載します
- 「定員」は原則として先着順、「場所」の掲載がない催しは問合せ場所が会場、「費用」は掲載のないものは無料です
- 公式ホームページにはさらに多くの情報があります

公式ホームページ <http://www.city.sayama.saitama.jp/>
 モバイル・Lモード版 <http://www.city.sayama.saitama.jp/mobile/>
 市役所の所在地 〒350-1380 狭山市入間川1-23-5

☎ 04-2953-1111 ☎ 04-2954-6262

お済みですか 児童手当の申請手続き

児童手当は、対象年齢の児童がいる場合、認定請求の手続きをすることで支給を受けることができます。申請した翌月分から支給対象となるため、さかのぼって受給することができませんので、手続きが遅れないようお願いします。



支給対象

12歳になってから最初の3月31日までの間の児童(小学校修了前の児童)を養育する家庭の主たる生計中心者に支給されます。前年の所得が一定額以上の場合には、児童手当は支給されません(1月～5月分の手当は前々年の所得が対象)。なお、前年度、所得が限度額を超え対象とならなかった方も、年度が替わると受給できる場合もありますので、5月中に申請してください(今回の審査対象は、平成20年中所得)。

また、公務員の方の児童手当は、勤務先での手続きとなります。

区分	支給額	
	3歳未満 (3歳到達月まで)	3歳以上 (3歳到達後の翌月から)
第1・2子	月額10,000円	月額 5,000円
第3子以降	月額10,000円	月額10,000円

必要な書類など

請求書以外の書類は、後日でも提出できます。
 額改定請求... 額改定請求書 印鑑
 認定請求... 認定請求書 請求者名義の預金通

帳 印鑑 厚生年金等加入者は年金加入証明書か請求者本人の健康保険証の写し 21年度の所得証明書(21年1月2日以降に転入した方のみ)

資格の異動があったときも手続きを届出対象 出生 転入 転出 市内転居 児童と別居 児童を養育する生計中心者の変更など 上記の資格異動があった場合、手続きが遅れると手当の支給が停止したり手当をお返しいただくことがありますので、お早めに手続きをしてください。

なお、厚生年金などの加入者が退職したときは、お問い合わせください。

現況届け

児童手当を受けている方は、毎年6月に手当受給の資格審査があります。5月31日現在で受給資格のある方には、6月初旬に現況届を送付しますので、必要事項を記入して提出してください。この届が提出されない場合、手当の支給が停止となりますのでご注意ください。

問合せ子育て支援課へ内線1534

3 7 1 1 2
 問合せ消防総務課へ 295
 表彰者 内山美菜さん(狭山 台中2年)

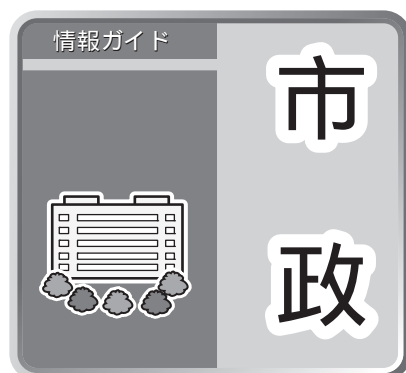
次の方は、いち早く火災の発生に気がつき、適切かつ迅速な行動で消防活動に協力されました。

消防活動協力者を表彰

6月1日～30日
 緑の募金運動にご協力を

この運動は、埼玉県緑化推進委員会が行っている家庭募金です。この募金は、県内の学校や公園などの身近な緑化事業に充てられるほか、50%は市のみどりの基金へ還元され、緑地の取得などに役立てさせていただきます。皆さんのご協力をお願いします。

問合せみどり公園課へ内線3674



ありがとうございました

温かい寄附をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

（株）ヤオコー北入曽店から社会福祉のために2万9千635円

青梅信用金庫から小・中学生のスポーツ振興のために30万円

八千代工業（株）から社会福祉のために9千960円

（株）ヤオコー入曽店から社会福祉のために2万2千735円

国際ソロプチミスト 埼玉・カメリアから児童福祉のために3万円

みどりの基金へ寄附

入間川婦人会から5千75円

水道審議会委員を募集

任期7月1日～23年6月30日
対象7月1日現在、市内に1年以上お住まいの20歳以上70歳未満で、ほかの審議会委員でない方 定員2名 申込み5月25日 までに応募用紙

（水道業務課に用意。ホームページからダウンロード可）と小論文 狭山市の水道について思うこと（400字程度）を水道業務課 郵送可へ内線

2311

情報ガイド

✓市政 ✓暮らし

教育・子育て・キッズ 学ぶ・楽しむ 募集 官公庁など

図書館協議会委員を募集

任期7月1日～23年6月30日
対象7月1日現在、市内に1年以上お住まいの20歳以上70歳未満で、ほかの審議会委員でない方 定員1名 申込み5月26日 必着で応募用紙

（教育総務課、地区センター、公民館、図書館に用意。ホームページからダウンロード可）と小論文 これからの図書館に求められるもの（1千字程度）を中央図書館 郵送可へ

2954 4646

障害者のための自動車税の減免制度

障害がある方本人か、その家族が障害者のために使用する車の軽自動車税などが、減免される場合があります。なお、軽自動車、小型自動車、普通自動車のいずれか1台で、事業用は除きます。

対象身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方で、障害の程度が一定以上の方 対象車両 障害者が所有し、本人が運転する車 障害者が所有し、生計をともにする方が運転する車 障害者と生計をともにする

21年度個人市民税・県民税の納税通知書の発送

市・県民税の納税通知書は、例年6月当初に発送していましたが、公的年金などから市・県民税をあらかじめ差し引く特別徴収の実施に伴い、発送日が6月12日 になる予定です。第1期の納期限は6月30日 となりますので、ご了承ください。

狭山市振興計画審議会委員を募集

問合せ市民税課へ内線1091

問合せ市民税課へ内線1091

問合せ市民税課へ内線1091

問合せ市民税課へ内線1091

問合せ市民税課へ内線1091

問合せ市民税課へ内線1091

問合せ市民税課へ内線1091

問合せ市民税課へ内線1091

問合せ市民税課へ内線1091

行財政の総合的な振興計画を審議する諮問機関です。

任期7月1日～23年6月30日
対象7月1日現在、市内に1年以上お住まいの20歳以上70歳未満で、ほかの審議会委員でない方 定員2名 申込み5月29日 までに応募用紙

（政策企画課 地区センター、公民館に用意。ホームページからダウンロード可）と応募動機（1千字程度）を政策企画課 郵送、ファックスも可。当日消印有効へ内線7133

37112

消防団の幹部を紹介

新入団員17名を迎え、総勢290名が、地域の尊い人命や財産を火災や災害から守るために活動しています。

消防団本部/団長 伊藤隆弘
副団長 下村雅明・岩城利治
消防分団/分団長 副分団長
第一分団：西原朝信・細田浩史 第二分団：小島一雄・田中祐次 第三分団：宮岡修・栗原浩 第四分団：戸ヶ寄克秀・由島隆一 第五分団：酒井康仁・渡邊裕貴 第六分団：藤巻健一・曾我部憲三 第七分団：戸坂大二郎・江原秀明 敬称略

リフォーム工事費の一部を補助

要件市内在住で住宅などを所有する次のすべてに該当する工事 市税などを滞納していない 店舗か住宅の改修工事にかかる他の補助を受けていない 工事の条件 屋根、外壁、居室などの改修で建築基準法に定める建築確認が必要ない簡易な工事 市内業者が6月1日以降に施工し平成22年3月31日までに終了する費用が税抜きで20万円以上補助金額 住宅の場合：税抜き費用の100分の5、1千円未満は切り捨てで限度額は10万円 店舗の場合：税抜き工事費の100分の10（千円未満は切り捨て）で限度額は20万円 施工前に申請。審査あり。補助は予算の範囲内 申込み5月25日 から 商工業振興課へ内線2552

37112

37112

37112

37112

37112

37112

37112

37112

37112

37112

37112

37112

37112

37112

情報ガイド

暮らし

